

各共済制度における高度障害状態

- 県民共済活き生き新こども
- 県民共済活き生き1500・2000・3000
- Newこどもコース
- ケガ保障コース
- マイファミリー特約
- 新シルバー・新Newシルバー・新シルバー切替コース

上記共済制度における高度障害状態とは、高度障害表の各号に定める状態をいいます。

<高度障害表>

1. 両眼が失明したとき。
2. 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき。
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき。
4. 両腕とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く廃したとき。
5. 両脚とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く廃したとき。
6. 1腕を手関節以上で失い、かつ、1脚を足関節以上で失ったかまたはその用を全く廃したとき。
7. 1腕の用を全く廃し、かつ、1脚を足関節以上で失ったとき。

(注) 上表の「手・足関節以上」とは、それぞれ当該関節より心臓に近い部分をいいます。

<高度障害表の備考>

常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいう。

眼の障害

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力についても測定する。
- (2) 「失明したとき」とは、眼球摘出のほか、明暗の識別はできても網膜に像を映すことができない程度の障害を含む。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなさない。

咀嚼、言語の障害

- (1) 「咀嚼の機能を全く廃したとき」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいう。
- (2) 「言語の機能を全く廃したとき」とは、次の3つの場合をいう。
 - ・ 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合。
 - ・ 脳言語中枢の損傷による失語症で音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合。
 - ・ 声帯全部の摘出により発音が不能の場合。

腕、脚の障害

- (1)「腕または脚を失ったとき」とは、腕を手関節以上で失ったもの、または脚を足関節以上で失ったものをいう。
- (2)「腕または脚の用を全く廃したとき」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、腕・脚の完全運動麻痺、または腕・脚においてそれぞれ3大関節の完全強直で回復の見込みがない場合をいう。

■県民共済かがやき 1000・2000・4000

■県民共済生命特約

上記共済制度における高度障害状態とは、高度障害表の各号に定める状態をいいます。

<高度障害表>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 両眼が失明したもの2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの6. 両上肢の用を全廃したもの7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの8. 両下肢の用を全廃したもの |
|--|

※高度障害状態の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）の第1級に準じます。

※身体障害者手帳に記載されている障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）による認定）とは異なる場合があります。

■メイン・エース・ミドルコース

■生涯コース

■女性医療 生き生き美しく

■シルバーⅡ

上記共済制度における高度障害状態とは、障害給付表第1級の各号に定める状態をいいます。

<障害給付表 第1級>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
|---|

<障害給付表 第1級の備考>

常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

言語またはそしゃくの障害

- ① 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種類以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- ② 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。